

経営管理からみる 2024(令和6)年度介護報酬改定 ④

# 高齢者虐待防止の推進

## ～高齢者虐待防止措置未実施減算～

株式会社川原経営総合センター 福祉経営コンサルティング部 金沢 幸蔵

2021年度の介護報酬改定において、すべての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を選定することが義務づけられました。なお、2021年度時点では3年間の経過措置期間が設けられたため、実質的には、2024年4月1日から義務化されました。

今までも、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の「第三章 要介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等」において高齢者虐待の防止等のための措置や通報等は規定されていましたが、2021年度の介護報酬改定の際に、運営基準に関係規程が設けられました。そのため、経過措置期間が終わった2024年4月1日からは、要件を満たさなかった場合に「高齢者虐待防止措置未実施減算」として100分の1に相当する単位数を所定の単位数から減算される仕組みになっています。

**高齢者虐待防止措置未実施減算が新設された背景**

厚生労働省によると、2022

年度の養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数は2795件あり、そのうち虐待と判断された件数が856件でした。前年度と比較すると、通報件数は405件増加しており、虐待と判断された件数では117件増加しています。また、家族等の養護者による高齢者虐待の相談・通報件数は3万8291件あり、そのうち虐待と判断された件数が1万6669件でした。こちらも、前年度より相談・通報件数が1913件増加しており、虐待と判断された件数では243件増加しています。

このように高齢者虐待が見える化されたことで関係者の課題認識が強まり、高齢者虐待防止措置未実施減算が新設されたと考えられます。

なお、虐待の相談・通報件数が増加しているのは、虐待に対する意識が高まったことによるものでもあると考えられます。

### 虐待の発生要因

養介護施設従事者等による虐待の種別割合としては、「身体的虐待」が57・6%、「心理的虐待」が33・0%、「介護等放棄」が

23・2%、「経済的虐待」が3・9%、「性的虐待」が3・5%となっています。なお、「身体的虐待」には「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束も含まれています。

また、虐待の発生要因として最も多いものとして考えられているのは「教育・知識・介護技術等に関する問題」で56・1%、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」が23・0%、「虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」が22・5%、「倫理観や理念の欠如」が17・9%、「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」が11・6%、「虐待を行った職員の性格や資質の問題」が9・9%、「その他」が3・5%となっています。

なお、虐待の程度（深刻度）の割合では、最も軽い「1（軽度）」が48・7%、「2（中度）」が42・2%、「3（重度）」が7・5%、「4（最重度）」が1・5%であり、「1（軽度）」と「2（中度）」をあわせると約90%程度と、大半を軽度と中度が占めている状況です。

深刻度別の介護等放棄の虐待例では、「1（軽度）」の場合、ナースコールを使えない状態にする、多量のパッドを使用し排泄介助や巡回の回数を減じる、転倒の放置ケアプランの期限切れ等があげら

れており、心理的虐待の虐待例では「またトイレなの」、「バカ」等の発言、介護中の乱暴な声かけ、怒鳴る、ベッドを蹴り恐怖心を与える、威圧的な態度で指示命令、失禁を咎める等があげられています。これは、利用者の意思を尊重した利用者本位のケアではなく、職員の主観や都合で行う職員本位のケアになっていることが虐待発生の大きな要因になっていると考

えられます。

### 虐待を防止するために必要な認識と対応

虐待防止措置未実施減算では、①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底を図ること、②虐待の防止のための指針を整備すること、③従

業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること、④各措置を適切に実施するための担当者をおくこと、が求められています。この4つの要件を満たすことで減算は免れますが、確実に虐待を防止できるかは、取り組みの内容次第です。

介護の施設、とくに入所施設の場合、シフトで勤務を行っている関係で、直属の上司と同じ時間に仕事をすることが少ない場合があります。利用者本位のケアから職員本位のケアに変わっていき、管理者の把握が遅くなることで、虐待に発展すると考えられます。そのため、個々の職員が日頃どのように利用者と接しているかを把握するためには、工夫が必要です。では、どのように虐待を防止するかと考えた場合、どこまでの範囲を事業所では虐待として考えるかということが重要になります。例えば、介護等放棄「1（軽度）」の虐待例として「多量のパッドを使用し排泄介助や巡回の回数を減じる」（表参照）とありますが、夜

間帯の場合、利用者の睡眠を優先するために、日中に使用しているパッドより大きいパッドを使用することでパッド交換の回数を減らすというケースがあります。これは、あくまで「利用者の睡眠を優先する」という利用者の考えがあるため、虐待には該当しないと考えられます。しかし、職員の間には「利用者の睡眠を優先する」という目的が認識できていないことで、「パッドの大きさを変えることで排泄介助の回数を減らすことができる」と認識した場合、日中夜間を問わずパッドの大きさを職員本位の考え方で変えてしまう可能性があります。もしかしたら、職員によっては業務効率化の一環としてとらえる人もいるかもしれません。

このように、ケアにはそれぞれ目的があり、その目的から乖離してしまった場合、虐待につながるケースがあるということを管理職のみならず、職員全員が認識することで虐待の防止につながると考えられます。

この認識を高めるためにも、委員会や研修などで今一度、ケアの目的と乖離してしまうことで発生している虐待事例などの共有をしていくことが、虐待防止の第一歩となります。

川原経営総合センター福祉経営コンサルティング部所属。特別養護老人ホームや老人保健施設、有老人ホームの相談員や管理職などを経験後、社会福祉法人の理事及び特別養護老人ホームの施設長を経験。主に、特別養護老人ホームや老人保健施設、有料老人ホーム等の経営改善や運営支援、組織マネジメント、生産性向上（業務効率化）、ICT導入支援、介護事業の新規開設支援など経営全般にわたるコンサルティングに従事。その他、法人内マネジメント研修や団体主催セミナー、執筆等多数。

表 深刻度別の虐待例

深刻度区分	虐待の種類	虐待例
1(軽度)	身体的虐待	手を叩く、頭を小突く、押さえつける、髪を引っ張る、強引に引っ張り上げて車いすに乱暴に乗せる、適切な手続きを経ていない身体拘束等
	介護等放棄	ナースコールを使えない状態にする、多量のパッドを使用し排泄介助や巡回の回数を減じる、転倒の放置、ケアプランの期限切れ等
	心理的虐待	「またトイレなの」「バカ」等の発言、介護中の乱暴な声掛け、怒鳴る、ベッドを蹴り恐怖心を与える、威圧的な態度で指示命令、失禁を咎める等
	性的虐待	居室で脱衣させタオルを掛けただけで浴室まで移動、男性利用者が入浴中に女性利用者の脱衣・入浴介助を実施、卑猥な言葉を吹き込んだ音声聞かせ等
	経済的虐待	高齢者の自宅に財産の窃取等
2(中度)	身体的虐待	口にガムテープを貼る、背中や頭部を叩く、ベッドへ投げ飛ばす、拒否がある利用者に無理やり介助する、居室への閉じ込め、必要性の確認や説明・記録がない身体拘束等
	介護等放棄	処方薬を故意に服薬させない、便失禁後ズボンをはかせず放置、他職員による身体的虐待の放置、定められたサービスの未提供等
	心理的虐待	利用者の存在を否定する発言、「早く家に帰れ」等の罵声、利用者が委縮するような乱暴な言動、執拗なちよっかい・侮辱等
	性的虐待	排泄介助時に過剰な接触、裸で長時間放置、周囲から見える環境でオムツ交換等
	経済的虐待	居室に入り現金を窃盗、サービス提供中に窃盗した通帳・キャッシュカードの高額使用等
3(重度)	身体的虐待	引きずって移動させ馬乗りで介助、熱湯をかける、むせるほどに顔にシャワーをかける、両腕をベッド柵に紐で縛る、長期間の居室への隔離等
	介護等放棄	オムツが汚れた状態で長時間放置、褥瘡の放置、車いすに座らせたまま夜間長時間放置等
	心理的虐待	罵言、侮辱、罵声、命令等
	性的虐待	利用者を裸にして身体を触る・自分の性器を触らせる、陰部や胸を触りキスする等
	経済的虐待	利用者の金銭の無断使用、預金から多額の金銭を引き出し等
4(最重度)	身体的虐待	腹部を蹴る、多数の暴行等
	介護等放棄	多数の骨折と合併症があるのに放置、医療機関の受診支援を放棄
	心理的虐待	(単独での該当例なし)
	性的虐待	(該当例なし)
	経済的虐待	(該当例なし)

(出典) 厚生労働省 高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業 (令和5年度) 報告書